

知らなかったでは許されない！種苗法と育成者権

農業試験場

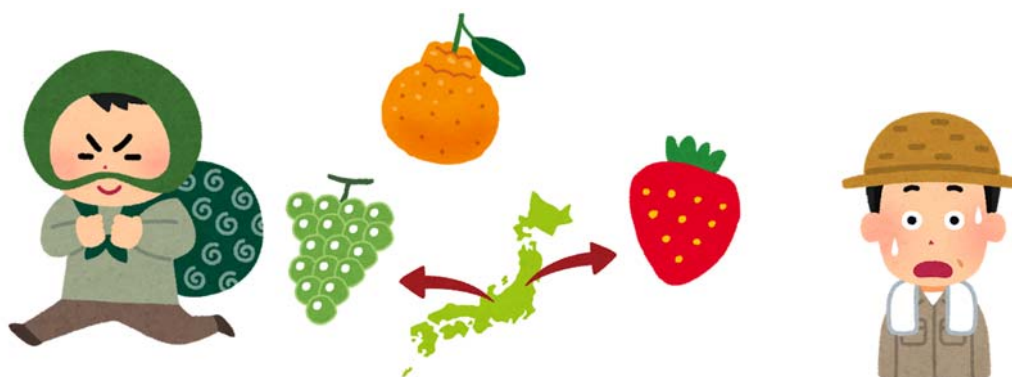
種苗法という法律をご存知でしょうか？種苗法は、新品種の育成者の権利を守る法律で、この法律に基づき育成者に与えられる権利を育成者権と言います。

新品種の育成には、専門的知識や技術だけでなく、長期にわたる労力や多額の費用等がかかる一方で、新品種そのものの増殖は比較的容易に行えます。このため、品種登録することで「育成者権」を付与し、育成者以外の第3者による無断増殖を禁止し、育成者や許諾を受けた種苗業者の経済的な利益等を保護することで、更なる新品種の開発に繋がっています。

さて、この種苗法に違反した場合どうなるのでしょうか？育成者権を故意に侵害した場合の罰則は、刑事罰として個人では、10年以下の懲役又は併科1,000万円以下の罰金、法人では、3億円以下の罰金とされており、大変厳しい内容です。なお、種苗法違反は、誰でも告発できるので、育成者権者に知られなければ良いというものでもありません。また、民事上では故意と過失にかかわらず、侵害に当たる種苗や収穫物の処分、損害賠償責任等を負う場合もあり得ます。

このような厳しい法律があるにもかかわらず、近年、イチゴやブドウ、カンキツなど日本で育成された新品種が海外に流出し、日本の農産物輸出の障害となっていることは、テレビ報道や新聞等でご存知かと思います。

現行の種苗法や関連法令の縛りだけでは、日本の新品種の海外流出を完全には食い止められないのです。現在、この問題を解決すべく、農林水産省では関連分野の有識者を集め、種苗法の改正に向けた検討をしているところです。



※令和元年（2019年）12月26日現在の法令に基づき記載しています。今後、法律の改正等により、記載内容に変更が生じることがありますのでご留意願います。

担当者

江原 靖博

電話番号

026-246-2414